

京都市認知症市民フォーラム（仮称）企画及び運営業務に係る受託候補者選定要領

（目的）

第1条 この要領は、京都市認知症市民フォーラム（仮称）企画及び運営業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、適正かつ公正な受託候補者の選定に係る基本事項を定めることを目的とする。

（選定委員会の設置）

第2条 本業務の委託について、プロポーザルの実施により応募者から提出された提案書類を審査し、受託候補者の選定を行うため、「京都市認知症市民フォーラム（仮称）企画及び運営業務受託候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第3条 選定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室地域共生社会担当部長
 - (2) 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室地域包括ケア推進担当課長
 - (3) 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室地域包括ケア第二係長
- 2 前項に掲げる者のうち、病気その他の理由により受託候補者の選定を行うことができない場合は、必要に応じて委員を補充できるものとする。
- 3 委員は、次条に定める審査が終了したときは、解任されるものとする。

（選定委員会の会長）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室地域共生社会担当部長とする。
- 3 委員長は委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は必要に応じて委員長が召集する。

（選定方式）

第6条 選定会議は、別に定める公募型プロポーザル募集要項に基づき、事業者からの提出書類により評価を行い、最も適切な者を受託候補者として選定するものとする。

（委員の責務）

第7条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市が公表した情報については、この限りではない。

（事務処理等）

第8条 委員会に関する庶務は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課地域包括ケア第二担当が担当する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、決定の日から実施する。
- 2 この要領は、受託候補者の決定に伴い、その効力を失う。